

○経済産業省告示第百十一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百四十五条第一項の規定に基づき、テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月十四日

経済産業大臣 梶山 弘志

テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 <u>判断の基準等</u></p> <p><u>1-1 判断の基準</u></p> <p>[削る]</p>	<p>テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 <u>判断の基準</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第4号に規定するテレビジョン受信機（以下「テレビジョン受信機」という。）であって、ブラウン管を有するもの（以下「ブラウン管テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成15年4月1日に始まり平成16年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するブラウン管テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数</u></p>

により加重平均した数値を上回らないようにすること。

<u>走査方式</u>	<u>区 分</u>					<u>基準エネルギー消費効率の算定式</u>
	<u>アスペクト比</u>	<u>偏向角度</u>	<u>形状</u>	<u>機能</u>	<u>区分名</u>	
<u>通常走査方式のもの</u>	<u>4:3</u>	<u>100度以下のもの</u>	<u>フラット型以外</u>	<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外</u>	<u>AA</u>	<u>$E = 2.5S + 32$</u>
				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AB</u>	<u>$E = 2.5S + 60$</u>
			<u>フラット型</u>	<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外</u>	<u>AC</u>	<u>$E = 2.5S + 42$</u>
				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AD</u>	<u>$E = 2.5S + 70$</u>
	<u>100度超のもの</u>	<u>フラット型以外</u>	<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外</u>	<u>AE</u>	<u>$E = 5.1S - 4$</u>	
			<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AF</u>	<u>$E = 5.1S + 24$</u>	
		<u>フラット型</u>	<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外</u>	<u>AG</u>	<u>$E = 5.1S + 21$</u>	
			<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AH</u>	<u>$E = 5.1S + 49$</u>	
	<u>16:9</u>		<u>フラット型</u>	<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AI</u>	<u>$E = 5.1S - 11$</u>

<u>ト型以 外</u>	<u>DVD) 内蔵 のもの以外で あって付加機 能が無いもの</u>		
	<u>VTR (又は DVD) 内蔵 のもの</u>	<u>AJ</u>	<u>E=5.1S+17</u>
	<u>VTR (又は DVD) 内蔵 のもの以外で あって付加機 能を1つ有す るもの</u>	<u>AK</u>	<u>E=5.1S+6</u>
	<u>VTR (又は DVD) 内蔵 のもの以外で あって付加機 能を2つ有す るもの</u>	<u>AL</u>	<u>E=5.1S+13</u>
	<u>VTR (又は DVD) 内蔵 のもの以外で あって付加機 能を3つ有す るもの</u>	<u>AM</u>	<u>E=5.1S+59</u>
<u>フラッ ト型</u>	<u>VTR (又は DVD) 内蔵 のもの以外で あって付加機 能が無いもの</u>	<u>AN</u>	<u>E=5.1S-1</u>

				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの</u>	<u>AO</u>	<u>$E = 5.1S + 27$</u>
				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの</u>	<u>AP</u>	<u>$E = 5.1S + 16$</u>
				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの</u>	<u>AQ</u>	<u>$E = 5.1S + 23$</u>
				<u>VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの</u>	<u>AR</u>	<u>$E = 5.1S + 69$</u>
	<u>倍速走査方式のもの</u>			<u>アナログハイビジョンテレビ</u>	<u>AS</u>	<u>$E = 5.5S + 72$</u>
	<u>の</u>			<u>アナログハイビジョンテレビ以外のもの</u>	<u>AT</u>	<u>$E = 5.5S + 41$</u>

[削る]

- 備考1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下同じ。
- 2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
- 3 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。
- 4 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であつて、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。
- 5 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。
- 6 E及びSは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）
S：受信機型サイズ
- (2) テレビジョン受信機であつて、液晶パネルを有するもの（以下「液晶テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、15V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消
-----	----------

<u>アスペクト比</u>	<u>画素数</u>	<u>受信機型サイズ</u>	<u>機能</u>	<u>付加機能</u>	<u>区分名</u>	<u>費効率又はその算定式</u>
<u>4:3</u>	<u>垂直方向の画素数が650未満</u>	<u>15V型未満</u>	<u>DVD再生機能のみ有するもの以外の</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>BA</u>	<u>E=44</u>
				<u>付加機能を1つ有するもの</u>	<u>BB</u>	<u>E=58</u>
				<u>付加機能を2つ有するもの</u>	<u>BC</u>	<u>E=72</u>
			<u>DVD再生機能のみ有するもの</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>BD</u>	<u>E=58</u>
				<u>HDDを有するもの</u>	<u>BE</u>	<u>E=72</u>
		<u>15V型以上</u>	<u>DVD再生機能のみ有するもの以外の</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>BF</u>	<u>E=5.9S-45</u>
				<u>付加機能を1つ有するもの</u>	<u>BG</u>	<u>E=5.9S-31</u>
				<u>付加機能を2つ有するもの</u>	<u>BH</u>	<u>E=5.9S-16</u>
			<u>DVD再生機能のみ有するもの</u>	<u>BI</u>	<u>E=5.9S-31</u>	

		<u>能のみ</u> <u>有する</u> <u>もの</u>	<u>HDDを有す</u> <u>るもの</u>	<u>B I</u>	<u>E = 5.9 S - 16</u>
<u>垂直</u> <u>方向</u> <u>の画</u> <u>素数</u> <u>が65</u> <u>0以</u> <u>上</u>	<u>15V</u> <u>型未</u> <u>満</u>	<u>DVD</u> <u>再生機</u> <u>能のみ</u>	<u>下記以外のも</u> <u>の</u>	<u>B K</u>	<u>E = 49</u>
		<u>有する</u> <u>もの以</u> <u>外のも</u> <u>の</u>	<u>付加機能を1</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B L</u>	<u>E = 64</u>
		<u>の</u>	<u>付加機能を2</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B M</u>	<u>E = 78</u>
	<u>DVD</u> <u>再生機</u> <u>能のみ</u>	<u>下記以外のも</u> <u>の</u>	<u>B N</u>	<u>E = 59</u>	
	<u>有する</u> <u>もの</u>	<u>HDDを有す</u> <u>るもの</u>	<u>B O</u>	<u>E = 73</u>	
<u>15V</u> <u>型以</u> <u>上</u>	<u>DVD</u> <u>再生機</u> <u>能のみ</u> <u>有する</u> <u>もの以</u> <u>外のも</u> <u>の</u>	<u>下記以外のも</u> <u>の</u>	<u>B P</u>	<u>E = 5.4 S - 32</u>	
		<u>付加機能を1</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B Q</u>	<u>E = 5.4 S - 17</u>	
		<u>付加機能を2</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B R</u>	<u>E = 5.4 S - 3</u>	
	<u>DVD</u> <u>再生機</u> <u>能のみ</u>	<u>下記以外のも</u> <u>の</u>	<u>B S</u>	<u>E = 5.4 S - 22</u>	

		<u>有する もの</u>	<u>HDDを有す るもの</u>	<u>B T</u>	<u>E = 5.4 S - 8</u>
<u>16:9</u>	<u>垂直 方向 の画 素数 が65 0未 満</u>		<u>アナログ放送 のみ受信可能 で下記以外の もの</u>	<u>B U</u>	<u>E = 8.1 S - 86</u>
			<u>付加機能を1 つ有するもの</u>	<u>B V</u>	<u>E = 8.1 S - 72</u>
			<u>付加機能を2 つ有するもの</u>	<u>B W</u>	<u>E = 8.1 S - 58</u>
			<u>デジタル放送 受信可能で下 記以外のもの</u>	<u>B X</u>	<u>E = 7.5 S - 45</u>
			<u>付加機能を1 つ有するもの</u>	<u>B Y</u>	<u>E = 7.5 S - 31</u>
			<u>付加機能を2 つ有するもの</u>	<u>B Z</u>	<u>E = 7.5 S - 17</u>
			<u>付加機能を3 つ有するもの</u>	<u>B A A</u>	<u>E = 7.5 S - 3</u>
	<u>垂直 方向 の画 素数 が65 0以 上10 80未 満</u>		<u>アナログ放送 のみ受信可能 で下記以外の もの</u>	<u>B B B</u>	<u>E = 8.1 S - 66</u>
			<u>付加機能を1 つ有するもの</u>	<u>B C C</u>	<u>E = 8.1 S - 52</u>
			<u>付加機能を2 つ有するもの</u>	<u>B D D</u>	<u>E = 8.1 S - 38</u>
		<u>デジタル放送 受信可能で下</u>	<u>B E E</u>	<u>E = 7.5 S - 40</u>	

		<u>記以外のもの</u>		
		<u>付加機能を1</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B F F</u>	<u>E = 7.5 S - 25</u>
		<u>付加機能を2</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B G G</u>	<u>E = 7.5 S - 11</u>
		<u>付加機能を3</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B H H</u>	<u>E = 7.5 S + 3</u>
<u>垂直</u> <u>方向</u> <u>の画</u> <u>素数</u> <u>が10</u> <u>80以</u> <u>上</u>		<u>下記以外のもの</u>	<u>B I I</u>	<u>E = 8.9 S - 55</u>
		<u>付加機能を1</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B J J</u>	<u>E = 8.9 S - 41</u>
		<u>付加機能を2</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B K K</u>	<u>E = 8.9 S - 26</u>
		<u>付加機能を3</u> <u>つ有するもの</u>	<u>B L L</u>	<u>E = 8.9 S - 12</u>

備考1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

4 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

(3) テレビジョン受信機であって、プラズマディスプレイパネルを有するもの（以下「プラズマテレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するプラズマテレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー

[削る]

消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
受信機型サイズ	付加機能	区分名	
43V型未満	下記以外のもの	CA	$E = 7.9S + 30$
	付加機能を1つ有するもの	CB	$E = 7.9S + 44$
	付加機能を2つ有するもの	CC	$E = 7.9S + 58$
	付加機能を3つ有するもの	CD	$E = 7.9S + 73$
43V型以上	下記以外のもの	CE	$E = 15.9S - 314$
	付加機能を1つ有するもの	CF	$E = 15.9S - 300$
	付加機能を2つ有するもの	CG	$E = 15.9S - 286$
	付加機能を3つ有するもの	CH	$E = 15.9S - 272$

備考1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

2 「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）
HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

3 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第4号に規定するテレビジョン受信機（以下「テレビジョン受信機」という。）であって、液晶パネルを有するもの（以下「液晶テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年

(4) 液晶テレビ及びプラズマテレビの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する液晶テレビ及びプラズマテレビについて、2-2に規定する方法により算定したエネルギー消

度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]					[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
	液晶4		[略]	[略]	[略]	
	倍速		[略]	[略]	[略]	

費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]					[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]	[略]
	液晶4		[略]	[略]	[略]	
	倍速又		[略]	[略]	[略]	

			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	液晶4 倍速		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]

		はプラ	[略]	[略]	[略]
		ズマ	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	液晶4 倍速又 はプラ ズマ		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]

	液晶4	[略]	[略]	[略]
	倍速	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	液晶4	[略]	[略]	[略]
	倍速	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]

備考1・2 [略]

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

[削る]

4・5 [略]

(2) 液晶テレビ又は有機ELテレビ（テレビジョン受信機であって、有機ELディスプレイパネルを有するものをいう。以下同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷

	液晶4	[略]	[略]	[略]
	倍速又	[略]	[略]	[略]
	はプラ	[略]	[略]	[略]
	ズマ	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	液晶4	[略]	[略]	[略]
	倍速又	[略]	[略]	[略]
	はプラ	[略]	[略]	[略]
	ズマ	[略]	[略]	[略]

備考1・2 [略]

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4・5 [略]

[新設]

する液晶テレビ又は有機ELテレビについて、2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、区分名dのうち画面面積（表示画面の駆動表示領域の幅と高さをセンチメートル単位で小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁で表した数値を乗じた数値を、小数点以下1桁を四捨五入して整数で表した数値をいう。）が4,258cm²未満のものにあつては、75とする。以下同じ。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率
区分名	パネル種類	画素数	の算定式
a	液晶	2 K未満	$E = 0.00407A + 30.08$
b		2 K以上4 K未満	$E = 0.00605A + 56.13$
c		4 K以上	$E = 0.00728A + 62.99$
d	有機EL	=	$E = 0.02136A - 16.40$

備考1 「2 K」とは、垂直方向の画素数が1080、かつ、水平方向の画素数が1920のものをいう。以下同じ。

2 「4 K」とは、垂直方向の画素数が2160、かつ、水平方向の画素数が3840のものをいう。以下同じ。

3 「E」及び「A」は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

A：画面面積（単位 平方センチメートル）

1-2 判断の基準の特例

(1) 1-1(2)において、基準エネルギー消費効率を上回る区分（以下「未達成区分」という。）を有する場合であつて、次の表の左欄に掲げる付加機能を有するものについては、2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率から次の表の右欄に掲げる数値を除いた数

[新設]

値を当該区分の出荷台数により加重平均した数値が、1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。

<u>付加機能</u>	<u>想定消費電力量</u> <u>(単位 キロワット時毎年)</u>
<u>2 Kチューナーを2つ以上内蔵</u>	<u>2.8</u>
<u>4 Kチューナーを2つ以上内蔵</u>	<u>5.5</u>
<u>録画装置内蔵 (HDD3.5インチ)</u>	<u>11.0</u>
<u>録画装置内蔵 (HDD2.5インチ)</u>	<u>4.8</u>
<u>録画装置内蔵 (SSD)</u>	<u>3.7</u>
<u>ブルーレイディスクレコーダー又はDV Dレコーダー内蔵 (4 K以上に対応)</u>	<u>23.9</u>
<u>ブルーレイディスクレコーダー又はDV Dレコーダー内蔵 (4 K未満に対応)</u>	<u>16.7</u>
<u>動画倍速表示 (4 K以上に対応)</u>	<u>18.3</u>
<u>動画倍速表示 (4 K未満に対応)</u>	<u>17.0</u>

備考 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 1-1(2)において、未達成区分を有し、かつ、当該区分で画素数が8 K (垂直方向の画素数が4320、かつ、水平方向の画素数が7680のものをいう。以下同じ。) のものを出荷し、かつ、1-2(1)の表の左欄に掲げる付加機能を有しない場合であって、画素数が8 Kのものを除いて2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を当該区分の画素数が8 Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値が、画素数が8 Kのものを除いた1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の画素数が8 Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合

は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。

- (3) 1-1(2)において、未達成区分を有し、かつ、当該区分で画素数が8Kのものを出荷している場合で、当該区分から画素数が8Kのものを除いて1-2(1)の表の左欄に掲げる付加機能を有する場合であって、画素数が8Kのものを除いて2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率から同表の右欄に掲げる数値を除いた数値を当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値が、画素数が8Kのものを除いた1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる当該区分の画素数が8Kのものを除いた出荷台数により加重平均した数値を上回らない場合は、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らない区分とみなすことができる。

2 エネルギー消費効率の測定方法

[削る]

2 エネルギー消費効率の測定方法

2-1

1(1)から(3)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times 7117.5 \} / 1000$$

この式において、E、P_o、P_s及びP_Aは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

- (1) P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)

動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。ただし、液晶テレビ及びプラズマテレビにあつては、これにカラーバー信号時の消費電力及び三縦じま信号時の消費電力を加えた平均値とし、節電機能

が作動しない状態で測定すること。

なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

(2) P_s ：待機時消費電力（単位 ワット）

待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものであれば、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

(3) P_A ：節電機能による低減消費電力（単位 ワット）

節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、 P_{A1} 、 P_{A2} の値のうち大きい数値とする。

① P_{A1} ：周辺照度に応じて映像を自動的に制御する機能（以下「自動輝度調整機能」という。）による低減消費電力（単位ワット）

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② P_{A2} ：節電スイッチによる低減消費電力（単位 ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

(4) 測定条件

(1)から(3)までの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C6101-1(1998)の3.1の一般的状态に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビジョン受信機のコントラスト調整は、(1)及び(2)においては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるよう

に、(3)においては、工場出荷時の位置に設定すること。また、明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

ただし、液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格C6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

③ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

④ 測定は測定信号切替時も含めて受信機が十分安定な状態に達してから行うこと。ただし、プラズマテレビにあっては、焼付防止機能が動作する前に測定を行うこと。

(5) 入力信号

(1)から(3)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号（アナログ若しくはデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

ア 映像信号は、日本工業規格C6101-1(1998)の3.2.1の試験映像信号に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー（75/0/75/0）信号並びに三縦じま信号を用いること。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とすること。

ウ アナログ入力信号は、日本工業規格C6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-39dB(mW)とすること。

エ デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-49dB(mW)とすること。

2-1

1-1 (1)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times (7117.5 - t_{\text{epg}}) + P_{\text{epg}} \times t_{\text{epg}} \} / 1000$$

この式において、E、P_o、P_s、P_A、P_{epg}、t_{epg}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)
- P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)
- P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)
- P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

② 衛星放送波帯信号 (アナログ若しくはデジタル) の入力による測定

ア 映像信号は、日本工業規格 C 6101-1 (1998) の 3.2.1 の試験映像信号に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー (75/0/75/0) 信号並びに三縦じま信号を用いること。

イ 音声信号は、1 kHz 正弦波信号とし、PCM 変調の変調率を最大変調時の -18dB とすること。

ウ アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-45dB (mW) とすること。

エ デジタル入力信号については、11.7GHz~12.2GHz の周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-45dB (mW) とすること。

2-2

1 (4)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times (7117.5 - t_{\text{epg}}) + P_{\text{epg}} \times t_{\text{epg}} \} / 1000$$

この式において、E、P_o、P_s、P_A、P_{epg}、t_{epg}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)
- P_o : 動作時消費電力 (単位 ワット)
- P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)
- P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

Pepg : 電子番組表 (以下「EPG」という。) 取得時の消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

(1)~(5) [略]

(6) 測定条件

(1)から(4)までの測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C6101-1(1998)の3.1の一般的状態に規定する条件の下で行うものとする。

① コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあっては標準状態 (一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態) に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本産業規格C6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

③・④ [略]

(7) 入力信号

(1)から(4)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上放送波帯信号又はベースバンド信号の入力による測定

ア・イ [略]

ウ アナログ入力信号は、日本産業規格C6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-39dB(mW)とすること。

エ [略]

② 衛星放送波帯信号の入力による測定

Pepg : 電子番組表 (以下「EPG」という。) 取得時の消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)

(1)~(5) [略]

(6) 測定条件

(1)から(4)までの測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C6101-1(1998)の3.1の一般的状態に規定する条件の下で行うものとする。

① 液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあっては標準状態 (一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態) に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格C6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

③・④ [略]

(7) 入力信号

(1)から(4)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号 (アナログ若しくはデジタル) 又はベースバンド信号の入力による測定

ア・イ [略]

ウ アナログ入力信号は、日本工業規格C6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-39dB(mW)とすること。

エ [略]

② 衛星放送波帯信号 (アナログ若しくはデジタル) の入力による測定

ア～ウ [略]

2-2

1-1 (2)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

(1) 録画装置内蔵型テレビ

$$E = \{ (P_O - P_A / 4) \times 1715.5 + (P_{orec} - P_A / 4) \times 146 + P_{rec} \times 146 + P_{epg} \times t_{epg} + P_s \times (6752.5 - t_{epg}) \} / 1000$$

この式において、E、P_O、P_A、P_{orec}、P_{rec}、P_{epg}、P_s、t_{epg}はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_O : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

P_{orec} : 動作及び録画時消費電力 (単位 ワット)

P_{rec} : 録画時消費電力 (単位 ワット)

P_{epg} : E P G取得時の消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準E P G取得動作時間 (単位 時)

(2) 録画装置内蔵型テレビ以外のテレビ

$$E = \{ (P_O - P_A / 4) \times 1861.5 + P_{epg} \times t_{epg} + P_s \times (6898.5 - t_{epg}) \} / 1000$$

この式において、E、P_O、P_A、P_{epg}、P_s、t_{epg}はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)

P_O : 動作時消費電力 (単位 ワット)

P_A : 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)

P_{epg} : E P G取得時の消費電力 (単位 ワット)

P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

t_{epg} : 年間基準E P G取得動作時間 (単位 時)

① P_O : 動作時消費電力 (単位 ワット)

ア 動作時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed.1.0に規定する動画映

ア～ウ [略]

[新設]

像信号の表示時の電力とすること。

イ 動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

ウ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

エ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて10分間測定した積算電力の値に6を乗じて求めること。

② P_A ：節電機能による低減消費電力（単位 ワット）

節電機能による低減消費電力は、 P_{A1} 又は P_{A2} とし、① P_0 と同じ方法で測定すること。ただし、次のア又はイに掲げる事項については、ア又はイに定める条件で測定すること。なお、ア又はイの節電機能が作動している状態の時は、輝度条件（⑧測定条件のア（i）及び（ii）の測定条件）は適用しない。

ア P_{A1} ：自動輝度調整機能による低減消費電力（単位 ワット）

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は自動輝度調整機能を切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とすること。

イ P_{A2} ：節電スイッチによる低減消費電力（単位 ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とすること。

③ P_{orec} ：動作及び録画時消費電力（単位 ワット）

ア 動作及び録画時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed. 1.0に規定する動画映像信号を表示した状態で内蔵のチューナー1系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて番組録画を行っている状態の電力とすること。

イ 表示する動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること

。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

ウ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとし、HDMI端子を有しない場合で、かつ、内蔵するチューナー数が2つ以上の場合は、表示する動画映像信号と録画信号を異なるチューナーで処理すること。

エ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

オ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

カ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて10分間測定した積算電力の値に6を乗じて求めること。

④ Prec：録画時消費電力（単位 ワット）

ア 録画時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態で内蔵のチューナー1系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて録画を行っている状態の電力とすること。

イ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとする。

ウ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

エ 測定は節電機能が作動しない状態で測定すること。

⑤ P_{epg}：EPG取得時の消費電力（単位 ワット）

EPG取得時の消費電力は、デジタル放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の八に規定するデジタル放送をいう。以下同じ。）用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

⑥ P_s : 待機時消費電力 (単位 ワット)

ア 待機時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。ただし、リモコンで電源を入れる機能がないものについては、本体の電源スイッチで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。

イ 日本産業規格 C62301:2016「家庭用電気機器 待機時消費電力の測定方法」で規定する試験条件、測定装置及び手順で測定すること。

⑦ tepg : 年間基準 EPG 取得動作時間 (単位 時)

ア 年間基準 EPG 取得動作時間は、1日当たりの EPG 取得動作時間に365を乗じた値とすること。

イ EPG データを取得する局数は東京都を基準とすること。

ウ テレビを毎日視聴し EPG を取得していることを基本とすること。

エ EPG は出荷時に OFF の設定であっても、EPG 取得時の電力量は年間消費電力量の算出に入れること。

⑧ 測定条件

消費電力の測定は、IEC62087-3:2015 Ed.1.0 [5 Measurement conditions]に規定する条件及び測定装置の下で行うこと。ただし、次のアからキまでに掲げる事項については、アからキまでに定める条件で測定すること。

ア ①から③までの測定の際に設定する輝度は、機器の最大輝度に応じて次の (i) 又は (ii) に定める事項のとおりにすること。

(i) 機器の最大輝度が350cd/m²未満であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を最大輝度の65%以上とすること。

(ii) 機器の最大輝度が350cd/m²以上であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を228cd/m²以上とすること。

イ 最大輝度を測定するときは、次の (i) から (iv) までに定め

る事項のとおりにすること。

- (i) ユーザーが選択可能な画質モードの中で最も高輝度となる設定とすること。
- (ii) 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることができない機器は画面が最も高輝度となる周辺光をセンサー部に入力すること。
- (iii) 節電スイッチを切ること。
- (iv) 輝度を安定させるため最低10分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号IEC62087-2:2015 Ed.1.0[4.2.2.1 three bar video signal]に切り替え、表示されてから30秒±5秒後に画面中央の輝度を測定すること。

ウ エネルギー消費効率を測定するときは、次の(i)から(iv)までに定める事項のとおりにすること。

- (i) 出荷設定(IEC62087-3:2015 6.3.10.1 Default settings)から輝度を調節する項目以外を調節しないこと。
- (ii) 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることが出来ない機器はセンサー部において測定される周辺光条件をこの状態から変化させずに電力と輝度の測定を行うこと。
- (iii) 節電スイッチを切ること。
- (iv) 輝度を安定させるため最低10分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号IEC62087-2:2015 Ed.1.0[4.2.2.1 three bar video signal]に切り替え、表示されてから30秒±5秒後に画面中央の輝度を測定すること。

エ ①から③までに掲げる事項の測定の際に設定する音声出力は、日本産業規格 C6101-1:1998「テレビジョン受信機試験方法」4.2.1に規定されている設定にすること。

オ ①から⑥までに掲げる消費電力の測定の際は、BSアンテナの

電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFができるものは、OFFにすること。

カ 電源に一次電池又は蓄電池（以下「バッテリーパック」という。）を使用する機器について、①から⑥までに掲げる消費電力の測定を行う場合には、次の（i）から（iii）までに定める事項のとおりにすること。

（i） 機器とともに出荷する外部電源を使用して交流電源に接続すること。

（ii） 着脱可能なバッテリーパックを搭載する機器はバッテリーパックを取り外すこと。

（iii） バッテリーパックを搭載しないと動作が不可能な機器及び着脱不可能なバッテリーパックを内蔵している機器は、バッテリーパックからの電力供給を無効にすること（満充電状態で外部電源から給電することでバッテリーパックからの電力供給を無効にする、メニュー画面での設定により無効にする等その手段は問わない）。

キ ①から⑥までに掲げる消費電力の測定の際は、測定信号切替時及び待機時も含めて受信機の各部温度や処理状態等が安定した上で測定した値を採用すること。

⑨ 入力信号

消費電力の測定において用いる動画映像信号は、IEC 62087-2:2015 video content BDのブロードキャストコンテンツ（4.1.3）のうち垂直周波数60Hz用の信号とし、信号の入力は、次のアからウまでに定める事項のとおりにすること。

ア HDMI端子の入力による測定

HDMI端子より入力する信号のフォーマットは、1080i 59.94Hzとすること。また、色方式と色深度はYCbCr 24bitとすること。

イ 地上放送波帯信号の入力による測定

地上放送波帯信号は、日本の地上基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二号の二に規定する地上基幹放送局のうち移動受

信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第
二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）を行
う基幹放送局を除く。）によるデジタル放送と同方式の信号を用
いること。また、入力信号レベルは、-49dB（mW）とすること

ウ 衛星放送波帯信号の入力による測定

衛星放送波帯信号は、日本の衛星基幹放送局（電波法施行規則
第四条第一項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。
）によるデジタル放送と同方式で第一中間周波数帯（B S 右旋用
中間周波数の場合、1032.23～1488.69MHz）に変換された信号を
用いること。また、入力信号レベルは、-45dB（mW）とすること
と。

備考 表中[]の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。